

庁議付議事案書

開催・令和4年4月20日

所管部課	地域福祉部 福祉推進課	部長	吉沢 寿子	
件 名	令和3年度東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正について			
関係事項	条例規則	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に関し、必要な事項を定めるものである。令和4年度も継続して事業を実施するため、改正が必要な事項について、一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 ①令和3年度の表記を削除する ②確認書の提出期限を令和4年4月18日とする。 (2) 施行日 令和4年4月1日 (3) 影響及び効果 この要綱に基づき継続して事業を進めることができる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年11月19日 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」閣議決定 12月20日 国補正予算可決 12月21日 市補正予算専決処分 12月24日 実施要綱の制定 令和4年 1月17日他 プッシュ型給付の対象世帯に確認書発送 2月 1日 家計急変世帯受付開始 3月 31日 プッシュ型給付の対象世帯の90%弱の世帯に給付済 ※家計急変世帯については、9月30日まで申請受付予定</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>この要綱に定めるものほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する通知を参考に進める必要がある。</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>臨時特別給付金の支給事務を継続して進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。